

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第39回 2019年12月

新個人所得税法における年度個人所得税総合所得の初めての確定申告に係る政策の公布

本アラートの分析対象法規：

- 「個人所得税総合所得の確定申告に係る関連政策問題の公告」（財政部・税務総局公告2019年第94号、以下「94号公告」）
- 「2019年度個人所得税総合所得の確定申告手続きに関する公告（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」）

財政部及び国家税務総局は、2019年12月14日付けで2019年94号「個人所得税総合所得の確定申告に係る関連政策問題の公告」（以下、「94号公告」）を公布した。また、国家税務総局は同日に「2019年度個人所得税総合所得の確定申告手続きに関する公告（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」）を公布し、2019年度個人所得税総合所得の確定申告手続きの詳細について、2019年12月26日までパブリックコメントの募集を開始した。

今回公布された94号公告及び意見募集稿は、「中華人民共和国個人所得税法实施条例」及び「個人所得税自主納税申告関連問題に関する公告」（国家税務総局公告2018年第62号）に続いて、国家税務総局が初めて個人所得税総合所得の確定申告に関して発表した指導意見である。

主な内容及びキーポイント分析

94号公告及び意見募集稿では、主に2019年度個人所得税の確定申告について以下の通り規定した。主な内容及びキーポイント分析は下記のとおりである。

適用対象及び所得の種類

2019年1月1日から12月31日までに総合所得¹（賃金所得、役務報酬、原稿報酬、ロイヤリティ等の4種類の所得）を取得した居住者個人。

¹ 確定申告に係る総合所得には、年1回の賞与、雇用契約解除・早期退職・内部早期退職により一括して支払われる補償金、上場企業のストックオプション所得などの特殊な税務処理方法を要する所得を含まない。

計算式

2019年度の確定申告による還付税額と追徴税額=

{	総合所得額	60,000人民元	{	適用税率	速算扣除額	2019年度源泉徴収税額
	-	三险一金（厚生年金、失業保険、医療保険及び住宅積立金）などの				
		特別控除額				
		子女教育費などの特別付加控除額				
		その他法定控除額				

下記のいずれかに該当する場合、年度確定申告を行う必要がない。

1. 追徴課税が必要となるが、2019年度または2020年度の総合所得が12万人民元を超えない場合。
2. 2019年度または2020年度の確定申告による追徴課税額が400人民元を超えない場合。
3. 源泉徴収税額²と年度課税額が一致する場合。
4. 規定により税金還付を申請できるが、それを自ら放棄する場合。

下記のいずれかに該当する場合、年度確定申告を行う必要がある。

1. 2019年度の源泉徴収税額が年度課税額を上回り、かつ税金還付を申請する場合。
2. 2019年度の総合所得が12万人民元を超え、かつ追徴課税額が400人民元を超える場合。
3. 2019年度に未控除、または全額控除されていない税前控除項目があり、かつ年度確定申告期間において控除または追加控除を望む場合。

申告期間

2020年3月1日－6月30日

次の特別な状況が生じた場合、対応するスケジュールに従って年度確定申告を行うべきである。

- 中国国内に住所を有しない納税者が上記期間より前に出国する場合、出国日以前に年度確定申告を行うことができる。
- 2019年度の総合所得額が6万人民元以下、かつ個人所得税の源泉徴収を行った居住者個人は、2020年3月1日から5月31日までに税務局の公式ホームページから簡易申告書を通じて税金還付を行うことができる。

² 源泉徴収義務者が法規に従い源泉徴収を行わない場合、居住者個人は自ら年度確定申告を行い、規定に従って追徴課税しなければならない。

申告方法

1. 自ら申告する。
2. 賃金所得、または役務報酬を継続して支払う源泉徴収義務者が申告を代行する。
3. 税務サービス専門機構または他の組織あるいは個人に委託して、申告を代行する。

申告ルート

オンライン申告、郵送による申告、（税務局の）税務処理センターでの申告

受理する税務機関

- 納税者が被雇用者である場合、雇用者が所在する地域を管轄する税務機関（複数の場合はその内の一つ）に申告する。
- 納税者が被雇用者でない場合、戸籍所在地または常居所を管轄する税務機関に申告する。

税金還付及び追徴課税に関する問題

- 税金還付を申請する納税者は、中国国内で開設した条件に合致する銀行口座情報を提供しなければならない。
- 追徴課税を行う納税者は、銀行、POSレジ、銀行窓口、非銀行決済機関などを介して税金を追納することができる。

KPMGの所見

94号公告及び意見募集稿は、個人所得税改革の精神を受け継ぎ、納税者の税負担を軽減し、煩雑な申告手続きを改善するとともに、税務機関の徴収管理効率を向上させる。このため、源泉徴収義務者と納税者は下記内容にご留意ください。。

源泉徴収義務者

中国は人口が多いため、源泉徴収義務者は個人所得税の徴収管理過程で極めて重要な役割を果たしている。意見募集稿は、源泉徴収義務者が納税者からの徴収代行依頼を受けた場合に申告を代行すべきであると明確に定めた。税務機関と個人納税者をつなぐ架け橋として、源泉徴収義務者は従業員に対して政策を積極的に宣伝して、総合所得の確定申告義務を普及し、かつ源泉徴収義務者の徴収代行手続きを適時に制定することで、確定申告業務が期日通りに完了することを確保する。源泉徴収義務者は、源泉徴収義務を適正に履行するために、必要に応じて専門機関の援助を求めることもできる。

納税者

改正後の個人所得税法は、特定項目付加控除制度及び総合所得確定申告制度を導入し、旧個人所得税法に比べて個人納税者に高い納税意識を求めている。個人所得税の納税者は、申告された情報の真実性、正確性と完全性に責任を負う。納税者は、記載した特定項目付加控除情報の正確性をレビューし、自身の状況に合わせて年度確定申告の必要性を判断して、かつ期日通りに適切に処理しなければならない。

また、一部の確定申告の詳細については、今後さらに検討する必要がある。

- 住所を有しない個人が、2019年度に居住者個人を構成し、税金還付の申請が必要であるが、すでに出国しており、中国国内で条件に合致する銀行口座情報を提供できない場合、源泉徴収義務者または税務サービス専門機構に税金還付の申請及び諸手続きを代行してもらえるか？
- 年度確定申告による税金還付申請に必要な資料、具体的な手続き、申告期間
- 居住者個人が2019年度に国外から取得した総合所得に関する申告要求。

KPMGは引き続き総合所得の確定申告に関する政策を注視し、積極的に各地の税務機関と政策の動向及び実務事例を検討する。企業並びに納税者の方々は、個人所得税改革の最新動向や税務最前線の情報に関して、何時でもKPMGまでお気軽にお問い合わせください。

また、上述の内容に関して実務上で疑問が生じた場合、何時でも下記までお気軽にお問い合わせください。



共に新たなパワーを呼び込み、
租税のルートも自ずから広がって行く。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

お問合せ先

華北地域

Li Lisa 李 輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

Matsuda Kensuke 松田 健輔

Director ディレクター

Email: kensuke.matsuda@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7034

華西・華東地域

Hirasawa Naoko 平澤 尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3098

Xu Jie 徐 潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Shi Shirley 侍 怡

Partner パートナー

Email: shirley.y.shi@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2105

Wang Zhewei 王 哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 5889

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Mokuta Masakazu 壺田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳 蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198